

クーリング・オフについて

お客様は、当社が取り扱うファンドに対して出資を行う契約（以下「本契約」といいます。）に係る申込みを行った日から起算して8日間（以下「クーリング・オフ期間」といいます。）に限り、本契約の申込みを撤回し、又は当該申込みに係る本契約の解除を行うことが可能です。

クーリング・オフ期間を過ぎた場合には、お客様は、本契約の申込みを撤回し、又は当該申込みにより成立した本契約の解除を行うことはできません。

以上

2018年5月31日制定